



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1 - 40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

従業員のお給料を増やした場合、増加額の10%を税額控除できます！

最近、大手企業の賃上げについて何かと話題になりましたが、国は個人の所得水準の底上げに力を入れています。事業者に対して税制面から支援し消費喚起を推進するため、**所得拡大促進税制**という、従業員の給与等支給額を増加させた場合に増加額の10%を税額控除できる制度を設けました。

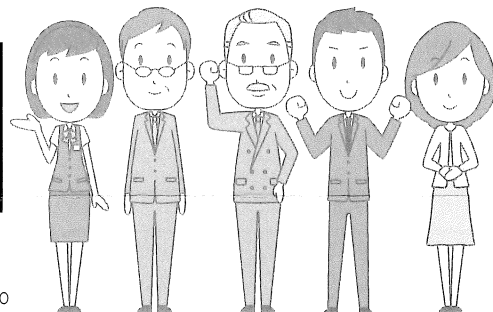
では、どのようにすれば平成27年(H27.1.1-12.31)にこの税額控除が受けられるのか、その要件を見てみましょう。

要件① 給与等支給額が一定割合以上増加していること

平成27年(適用年)に支払った給与が平成25年(基準事業年)に支払った給与よりも2%以上増加しているか確認してください。賞与や諸手当(通勤手当は除く)も給与等支払額に含まれます。

(ただし、6親等内の血族・3親等内の姻族・内縁関係者等への支給は除く。以下要件②③についても同じ。)

| H25.1.1 | H26.1.1 | H27.1.1 |
|---------------------------|---------|------------------------|
| 前々年(基準事業年) ☆給与等支給額300万 | 前年 | 今年(適用年) ☆給与等支給額320万 |



要件② 給与等支給額が前年より増加していること

平成27年(適用年)の給与等支払額が平成26年(前年)よりも増加しているか確認してください。

要件③ 雇用保険をかけている従業員の平均給与等支給額が前年を上回っていること

平成27年の継続雇用者(※1)に対する給与等支給額の平均(※2)が平成26年のそれを上回っているか確認してください。雇用保険の対象者がいない場合はこの要件③は満たしていることになります。

※1 平成27年に新しく入社した方や平成26年に退職された方は継続雇用者に含まれません

※2 給与等支給額のうち雇用保険の一般被保険者に係る金額の平均(65歳以上・短期雇用・日雇労働以外)

以上3つの要件を全て満たしていれば、事前申請の必要なく確定申告時に明細書を添付するだけで税額控除が受けられます。この機会に従業員の給料アップを検討してみてもはいかがでしょうか？

☆ 平成25年に300万円、平成27年に320万円を支給したと仮定すると、増加額20万円の10%である2万円が税額控除されます(ただし、個人事業者は所得税額の20%が上限です)。

ちなみにこの制度は平成30年まで利用できます。ただし平成28年以降は要件①が厳しくなり、平成25年(基準事業年)と比較して平成28年は3%以上、平成29年・30年は5%以上増加していなければなりません。

新規開業で平成25年(基準事業年)がない場合でも適用可能です。

なお、この記事は当会会員の個人事業者に係る所得税の税額控除を前提としており、法人他、当会会員以外の場合条件が異なりますのでご了承ください。

自動車税の納付期限は6月1日(月)です

- 4月1日現在で自動車をお持ちの方に課税されます。5月上旬に納税通知書が送付されますので、その納税通知書に記載されている納付場所で、必ず6月1日までに納めましょう。
- 住所変更などで納税通知が届かないときは、最寄りの県税事務所にお尋ね下さい。
- 自動車を買って替えられた方で、下取り等に出した車の納税通知書が送られてきた場合は、抹消あるいは移転の登録手続きが済んでいないと思われるので、手続きを依頼された販売会社等にご確認下さい。

福岡県下の各県税事務所

- 博多(博多区・南区) TEL:092-473-8396
- 東福岡(東区・宗像市・古賀市・福津市・粕屋郡) TEL:092-641-0236
- 西福岡(中央区・城南区・早良区・西区・糸島市) TEL:092-735-6214
- 筑紫(筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・筑紫郡) TEL:092-513-5576

- 北九州東(小倉北/南区・門司区・行橋市・豊前市・京都郡・築上郡) TEL:093-592-3501
- 北九州西(戸畑区・八幡東/西区・若松区・中間市・遠賀郡) TEL:093-662-9312
- 飯塚・直方(筑豊) TEL:0948-21-4922
- 久留米(久留米) TEL:0942-30-1078

当会会員の異動状況と会員増強ご協力の御礼

平成17年12月の事務局開設から今年で9年となりました。昨年度は会員の皆さまからのご紹介、国税局主催講習会、青色コーナー、ホームページ上での入会勧奨による会活動が功を奏し24名の純増、会員数は平成27年3月末現在で348名となりました。ご紹介いただいた会員のみなさま、まことにありがとうございました。

今後ともみなさまに喜ばれる会運営に励み、更なる会員増強につながるよう事務局一同、努めてまいります。

今年の12月7日で祇園支部開設10周年と節目を迎えます。これまで以上に、今年度もみなさまからの変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



全青色傷害疾病入院 全青色共済の 保険金請求についてのお尋ね

青色申告会では福利厚生事業の一環として、団体割引を利用した共済制度を取り扱っています。

ご加入の方でケガや病気で入院されたのに、保険金の請求をお忘れの方はございませんか？

請求がお済みでない方は、当会まで早急にご連絡を下さい。

会費の口座振替手続きについて

まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまには、口座振替依頼書を同封致しております。

5月15日(金)が締切日ですので、それまでにご郵送もしくはご持参下さいますようお願い致します。

6月29日(月)が口座振替日です。来月の会報と一緒に明細書をお送り致します。

※ 以前ご提出いただきました「口座振替依頼書」が、『印鑑相違』等の理由で金融機関より返却されました方にも再度、同封致しました。ご面倒をおかけしますが、もう一度ご提出をよろしく申し上げます。

| 行事予定日 | 行事内容 |
|----------|------------------------------------|
| 5月 1日(金) | クールビズ開始(10月末終了予定) |
| 5月13日(水) | 会議のため、午後から事務所を閉めます(県連理事会・事務局担当者会議) |
| 5月15日(金) | 当会会費・口座振替依頼書 締切日(未提出者・変更希望者) |
| 5月25日(月) | 全青色共済・傷害特約 保険料口座振替日 |
| 5月28日(木) | 全青色傷害・疾病入院補償 保険料口座振替日 |
| 6月 1日(月) | 所得税 延納税額の納付日(延納の届出提出者のみ) |

お知らせ



当会に税理士会から派遣されている李明守税理士ですが、平成27年3月をもって任期満了となりました。みなさまの決算書・申告書の確認や税務相談等、大変お世話になりました。4年間まことにありがとうございました。

その後任として4月より河野照雄(こうのてるお)税理士へお願いしております。すでに税務相談でお会いした方もいらっしゃるかと思いますが、知識も経験も豊富なベテランの税理士です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

5月の税務相談日は以下のとおりを予定しています。河野税理士にご相談の際は、ご予約をお願い致します。

5月12日(火)・5月21日(木)・6月2日(火)

※ 各日10時～12時/13時～16時

※ 所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

※ 日程は都合により変更する場合がございます。

祇園支部NEWS

メール : info@aiiro-f.com
H P : http://aiiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集 後記

平成26年分の確定申告お疲れさまでした。本年も無事に確定申告書の提出が完了致しました。たくさんご迷惑をおかけしたかもしれませんが、みなさまのご協力のおかげです。ありがとうございました。

4月に入って、早速27年分の帳簿に取りかかっている会員の方を見て少し安心しております。夏ごろまでに1度記帳確認でお会いできるといいなと思っています。お待ちしております！